

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「伊藤忠グループ企業理念」及び「伊藤忠グループ企業行動基準」に則り、様々なステークホルダーとの間で公正かつ良好な関係を構築することにより、長期的な視点に立って企業価値の向上を図ることを経営の基本方針とし、この基本方針に則った、適正かつ効率的な業務執行を確保することができるよう、意思決定の透明性を高めるとともに、監視・監督機能が適切に組み込まれたコーポレート・ガバナンス体制を構築します。

また、適時適切な情報開示に努め、株主へのアカウンタビリティを十分果たすことにより、株主からの信頼に基づいた経営を行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	100,923,400	6.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	69,602,600	4.39
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	43,912,947	2.77
三井住友海上火災保険株式会社	41,150,000	2.60
日本生命保険相互会社	38,057,223	2.40
日本興亜損害保険株式会社	37,748,714	2.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	30,655,500	1.93
東京海上日動火災保険株式会社	30,594,284	1.93
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS	29,423,100	1.86
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウト	27,981,267	1.77

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部、名古屋 第一部、札幌 既存市場、福岡 既存市場
-------------	---------------------------------------

決算期	3月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
-------------------	-------

直前事業年度末における連結子会社数	300社以上
-------------------	--------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は上場子会社としてマガシーク(株)、伊藤忠テクノソリューションズ(株)、アイ・ティー・シーネットワーク(株)、エキサイト(株)、伊藤忠エネクス(株)、伊藤忠食品(株)及びFXプライム(株)を有していますが、当社はこれらの上場子会社の独立性を尊重する一方、内部統制システムの構築等については親会社として助言・支援を適宜行っています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	0名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
川本 裕子	学者				○				○	
杉本 和行	その他					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
川本 裕子	○	同氏は、当社の独立役員です。同氏は、(株)大阪証券取引所、マネックスグループ(株)、ヤマハ発動機(株)の社外取締役、及び東京海上ホールディングス(株)の社外監査役を兼任しています。同氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。	経営コンサルタントや大学院教授としての長年の経験を通して培った企業経営に関する高い知見を当社の経営に活かすとともに、独立の立場から当社の経営を監督することを期待して選任しています。なお、同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に定める事前相談要件に該当せず、また、同氏と当社との間には特別な利害関係は存しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
杉本 和行	○	同氏は、当社の独立役員です。同氏は、他の会社(民間シンクタンク)の理事長を兼任しています。同氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。	財務省(及び旧大蔵省)における長年の経験を通して培った財政・金融に関する高い見識を当社の経営に活かすとともに、独立の立場から当社の経営を監督することを期待して選任しています。なお、同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に定める事前相談要件に該当せず、また、同氏と当社との間には特別な利害関係は存しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	0名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役と監査役会は、監査の品質向上及び効率化並びにコーポレート・ガバナンスの充実・強化への寄与を目的として、会計監査人との間で、相互の監査計画・監査の実施状況及び結果その他監査上の重要事項について、積極的に情報及び意見の交換を行う等連携強化に努めております。

・監査役と監査部（内部監査部門）の間では、内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘・提言事項等につき、相互に検討・意見交換する等、密接な情報交換・連携を図っております。

・監査部は会計監査人とも定期会合を持ち、情報交換を行う等連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
林 良造	学者				○				○	
鳥居 敬司	他の会社の出身者				○				○	
下條 正浩	弁護士				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
林 良造	○	同氏は当社の独立役員です。同氏は、帝人(株)の社外監査役を兼任しています。同氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。	経済産業省(及び旧通商産業省)での豊富な経験及び大学院教授としての広い視野と長期的視点を活かして、独立的な視点で当社の監査を行うことを期待して選任しています。なお、同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に定める事前相談要件に該当せず、また、同氏と当社との間には特別な利害関係は存しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
鳥居 敬司	○	同氏は当社の独立役員です。同氏は、他の会社の社外取締役を兼任しています。同氏は、当社の監査役就任以前、当社と取引関係のある大手金融機関の経営者として経営にあたっていましたが、当社の監査役就任以前に同金融機関を退職されており、現在、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。	大手金融機関の元経営者としての長年の経験と見識を活かして、独立的な視点で当社の監査を行うことを期待して選任しています。なお、同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に定める事前相談要件に該当せず、また、同氏と当社との間には特別な利害関係は存しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
下條 正浩	○	同氏は当社の独立役員です。同氏は、日立電線(株)の社外取締役を兼任しています。同氏と当社との間には、特別な利害	主に企業法務・国際取引法の分野における弁護士としての豊富な経験と専門知識を活かして、独立的な視点で当社の監査を行うことを期待して選任しています。なお、同氏は、「上場管理等に関するガイドライン」に定める事前相談

	関係はありません。	要件に該当せず、また、同氏と当社との間には特別な利害関係は存しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
--	-----------	---

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	5名
--	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役（社外取締役を除く）の報酬の内、賞与については会社業績に基づき総支給額が決定される仕組みをとっております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬）の開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

平成22年度の報酬等総額が1億円以上である役員の氏名、役員区分及び報酬額の内訳は、次の通りです。

氏名	役員区分	月例報酬	賞与	合計
小林 栄三	取締役	122百万円	11百万円	132百万円
岡藤 正広	取締役	151百万円	11百万円	161百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成22年度における当社の取締役及び監査役に対する報酬等の内容は、次の通りです。

区分	人員数 (名)	支給額 (百万円)	内訳
取締役	15	1,148	(1)月例報酬 1,058百万円 (2)当事業年度に費用計上した取締役賞与 91百万円
監査役 (内、社外)	5 (3)	123 (32)	月例報酬のみ
計	20 (3)	1,271 (32)	

(百万円未満四捨五入)

(注1)株主総会決議による取締役の報酬限度額は、月例報酬総額として年額12億円（内、社外取締役分は年額50百万円）、前記報酬額とは別枠で取締役（社外取締役を除く）に対する賞与総額として年額10億円（いずれも平成23年6月24日株主総会決議）です。

(注2)株主総会決議による監査役の報酬限度額は、月額総額13百万円（平成17年6月29日株主総会決議）です。

(注3)当社は、平成17年6月29日開催の第81回定時株主総会の日をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引続いて在任する取締役及び監査役に対しては、退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。これに基づき、上記の支給額のほか、当事業年度中に退任した取締役1名に対し、320百万円の退職慰労金を平成22年6月に支給しております。

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、月例報酬と業績連動型の賞与により構成されており、月例報酬は役位ごとの基準額をベースに会社への貢献度等に応じて決定され、賞与は当社株主に帰属する当期純利益（連結）に基づき総支給額が決定される仕組みをとっております。なお、社外取締役については月例報酬のみを支給しており、賞与は支給していません。

平成23年度の取締役賞与は第88回定時株主総会終了後、下記方法に基づき算定のうえ、支給額を確定し支払います。

(1) 総支給額

総支給額は(i)平成23年度における当社株主に帰属する当期純利益(連結)[第88期有価証券報告書に記載される監査法人の監査を経た平成23年度連結損益計算書に計上される金額]から1,000億円を控除した金額の0.35%相当額(当社株主に帰属する当期純利益(連結)が1,000億円に満たない場合は0円)を対象となる取締役の員数増減・役位変更等に伴う一定の調整を加えた額、または(ii)10億円、のいずれか少ない額です。この総支給額に係る具体的算定フォーミュラを示すと、以下の通りとなります。なお、平成23年度における「対象となる取締役の役位ポイントの総和」は55です(取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長執行役員1名、取締役専務執行役員3名、取締役常務執行役員6名)。

総支給額 = (平成23年度当社株主に帰属する当期純利益(連結) - 1,000億円) × 0.35% × 対象となる取締役の役位ポイントの総和 ÷ 55 (但し、10億円が上限)

(2) 個別支給額

各取締役への個別支給額は上記(1)に基づき計算された総支給額を、役位ごとに定められた下記ポイントに応じて按分した金額です(1,000円未満切り捨て)。但し、個別支給額の限度額は下記に記載の通りです。

役位ポイント: 取締役会長・社長 10 取締役副社長執行役員 5 取締役専務執行役員 4 取締役常務執行役員 3

上述の個別支給額に係る具体的算定フォーミュラを示すと、以下の通りとなります。

個別支給金額 = 総支給額 × 役位ポイント ÷ 対象となる取締役の役位ポイントの総和

個別支給額の限度額: 取締役会長・社長 181.8百万円
取締役副社長執行役員 90.9百万円
取締役専務執行役員 72.7百万円
取締役常務執行役員 54.5百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、取締役会事務局を通じて、取締役会の議案資料の配布と必要に応じた事前説明を行うとともに、担当秘書を設置して職務遂行に必要なサポートを提供しています。社外監査役については、常勤監査役及び監査役会に直属する監査役室を通じて、取締役会の議案資料の配布と必要に応じた事前説明を行うとともに、監査役室より必要な会社情報を適宜提供する等の方法により、その職務遂行に必要なサポートを提供しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【現状の体制】

・当社は、取締役会設置会社、監査役(監査役会)設置会社です。

・取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。

・取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行します。

・取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制度を採用しています。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行しています。

・社長及び取締役会による適切かつ機動的な意思決定に資することを目的として、HMC(Headquarters Management Committee)及び各種社内委員会を設置しております。HMCは、社長の補佐機関として、会社の全般的経営方針及び経営に関する重要事項を協議しております。

・各種社内委員会では、各々の担当分野における経営課題について慎重な審査・協議を行っております。また、内部統制委員会等の一部の社内委員会には外部有識者を委員とする等、外部の意見を取り入れ、社長及び取締役会の意思決定に役立てております。主な社内委員会とその役割は次の通りです。

内部統制委員会: 内部統制システムの整備に関する事項の審議

開示委員会: 企業内容等の開示及び財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する事項の審議

ALM委員会: リスク管理体制・制度及びB/S管理に関する事項の審議

役員報酬諮問委員会: 役員の処遇及び役員退任後の処遇に関する事項の審議

コンプライアンス委員会: コンプライアンスに関する事項の審議

CSR委員会: CSR、環境問題及び社会貢献活動に関する事項の審議

・内部監査組織として、社長直轄の監査部(平成22年6月25日現在50名)を設置しております。監査部は、当社並びに内外の連結会社を対象に、i)財務情報及びその他の報告や記録、及びそれらを行う手続きが信頼できるかどうか、ii)法令等が遵守されているか、関連する社内の仕組み・制度が有効・妥当なものであるかどうか、iii)組織の方針・計画を達成するために、業務の手続きや活動が有効で効率的かどうか、iv)その他経営の諸活動が、合理的かつ効率的に行われているかどうか等の観点から監査を実施し、その監査結果を社長に直接報告しております。指摘・提言事項の改善履行状況については、監査後のフォローアップを徹底しております。また、グループ会社の内部監査部署とも密接な連携を図っております。なお、監査部内には、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、独自の視点で評価を行う組織を設置しております。

・各監査役は、「監査役会規程」、「監査役監査基準」、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席、取締役等からその職務の執行状況を聴取する他、重要な決裁書類等を閲覧、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求め、取締役・執行役員の職務執行を、厳正に監査しております。さらに、主要グループ会社監査役で構成するGAC(Group Audit Committee)を設置する等、連結グループ会社監査役との協働に注力して活動しております。

・会計監査については、当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、米国会計基準に基づく英文財務諸表に係る監査、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。会計監査人は、独立の第三者としての立場から財務諸表監査を実施し、当社は監査結果の報告を受けて、内部統制等の検討課題等について適宜意見を交換し、改善事項等の助言を受けております。また、当社からは情報・データを提供し、迅速かつ正確な監査が実施できる環境を整備しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成22年度において社外取締役を選任してはおりませんが、監査役(監査役会)設置会社として、社外監査役を含めた監査役による経営監視を十分機能させることで監視・監督機能の充実と意思決定の透明性を確保してまいりました。この監査役による経営監視を主軸とした当社の企業統治体制は有効かつ適切に機能していると判断しておりますが、これに加えて、取締役会による経営監督の実効性と意思決定の透明性を一層向上させることを目的に、平成23年6月24日開催の第87回定時株主総会において社外取締役を新たに選任しております。社外取締役を含む取締役会と社外監査役が過半を占める監査役会を基礎とした現状における当社のコーポレート・ガバナンス体制は、当社が構築すべきと考えている「意思決定の透明性を高めるとともに、監視・監督機能が適切に組み込まれたコーポレート・ガバナンス体制」に合致したものであると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の約3週間前に発送。
集中日を回避した株主総会の設定	平成23年は集中日3営業日前に開催。
電磁的方法による議決権の行使	個人株主等の議決権行使促進のため、平成17年6月定時株主総会より議決権行使の電子化(除く携帯電話)を実施。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成20年6月総会より、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用。
招集通知(要約)の英文での提供	平成22年6月総会より、事業報告を含む招集通知全文の英訳版を作成し、当社ホームページに掲載。
その他	株主の利便性の向上、議案考慮期間の確保のため、平成17年6月定時株主総会より招集通知の電子化を実施。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券取引所及び証券会社支店において年数回の説明会を開催。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に説明会を実施。第2四半期、本決算は社長による決算説明会、第1、第3四半期はCFOによるネットコンファレンス形式により説明会実施。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧米、アジアを中心に年4回程度実施。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算説明会資料、分野別説明会資料、適時開示資料、有価証券報告書、半期報告書、コーポレート・ガバナンスの状況、株主総会の招集通知等を掲載。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR室を設置。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「伊藤忠グループ企業理念」、「伊藤忠グループ企業行動基準」、伊藤忠グループ「環境方針」
環境保全活動、CSR活動等の実施	様々な環境保全活動、CSR活動を実施しており、これらの活動は「CSRレポート」や「アニュアルレポート」等で報告するとともにホームページでも公開しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「内部統制システムに関する基本方針」において適時適切に開示することを決定しています。
その他	CSR推進の基本方針として、ステークホルダーとのコミュニケーション強化、商品・サービス・人の安心・安全面の向上等を掲げ、これに基づいて、各ディビジョンカンパニー等営業組織がそれぞれの事業分野におけるアクションプランを策定し実践しています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制(内部統制システム)を以下のとおり整備しています。以下、平成18年4月19日開催の取締役会において決議された「内部統制システムに関する基本方針」の概要を記載します。(平成23年5月6日付で、一部改訂を行っています。)

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)コーポレート・ガバナンス

[1]取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

[2]取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。

[3]取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行する。

[4]監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

(2)コンプライアンス

[1]取締役、執行役員及び使用人は、「伊藤忠グループ企業理念」及び「伊藤忠グループ企業行動基準」に則り行動する。

[2]CCO(Chief Compliance Officer)、コンプライアンス委員会及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」を制定し、コンプライアンス体制の充実に努める。

(3)財務報告の適正性確保のための体制整備

[1]商取引管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、CFO(Chief Financial Officer)を設置し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努める。

[2]開示委員会を設置するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。

(4)内部監査

社長直轄の監査部を設置する。監査部は、「監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手續及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「情報管理規程」、「文書管理規則」その他の社内規程に従い、株主総会議事録等の職務執行に係る重要な文書を、関連資料とともに適切に保存・管理し、取締役及び監査役は、いつでも、これを閲覧することができる。また、会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集したうえで、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスクその他様々なリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置するとともに、各種管理規則、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)HMC及び各種社内委員会

社長補佐機関としてHMC(Headquarters Management Committee)及び各種の社内委員会を設置し、社長及び取締役会による適切且つ機動的な意思決定に資するものとする。

(2)ディビジョンカンパニー制

ディビジョンカンパニー制を採用し、各カンパニーにはカンパニープレジデントを設置して、法令、定款、社内規程等に従い、担当事業領域の経営を行う。また、カンパニーごとに、数値目標を設定し、定期的に数値目標の達成度を検証することにより、経営管理を行う。

(3)職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、社内規程を整備し各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社管理体制

子会社統括部署を設置する。また、子会社ごとに主管部署を定め、主管部署が連結会社経営に関する社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたりるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。

(2)コンプライアンス

「伊藤忠グループコンプライアンスプログラム」に則り、コンプライアンス体制の整備につき子会社を指導するとともに、子会社への教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

(3)内部監査

子会社の業務活動全般も監査部による内部監査の対象とする。

6. 監査役補助使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役に直属する監査役室を設置し、監査役の職務補助に専従する使用人を置く。当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属し、その人事考課は、監査役会で定めた監査役が行い、その人事異動及び懲戒処分は、事前に当該監査役の同意を必要とする。

7. 取締役及び使用人による監査役への報告体制等

(1)重要会議への出席

監査役は、取締役会、HMCその他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関連資料を閲覧することができる。

(2)報告体制

[1]取締役及びその他の役職者は、定期的に職務執行状況を監査役に報告する。また、取締役及びその他の役職者は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告する。

[2]使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査部の監査役との連携

監査部は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。

(2)外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができる。

この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしております。

また、当社は平成23年5月6日に開催した取締役会において、基本方針に定める各事項について平成22年度における構築・運用状況を評価しましたが、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認しました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決することを基本方針として明文化し、これを実現するために、反社会的勢力との対決三原則「恐れない、金を出さない、利用しない」および具体的対応要領10か条を対応マニュアルとして定め、全社員に対して周知徹底しております。また、反社会的勢力への対応統括部署を人事・総務部内に設置しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社においては、現在のところ、買収防衛策を導入しておりません。しかしながら、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損する濫用的買収者が出現した場合の対応方針につきましては、買収防衛策の導入の是非・必要性等も含めて、今後も継続して検討を行ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1. 社内組織体制

当社は、「伊藤忠グループ企業理念」及び「伊藤忠グループ企業行動基準」において、法令・諸規則に基づく開示はもとより、ステークホルダーに対し、企業情報を適時適切に提供・開示し、説明責任を果たすことを指針としております。

これに基づき、当社は、社内基本規定において、開示に関する社内の取扱ルールを定め、適時開示に関する業務の主管部署を広報部、協議部署をIR室と定め、また各ディビジョンカンパニー等営業組織に広報・IR担当者を設置した上、関係者間の緊密な連絡体制を構築することにより適切な開示に努めております。

IR室では、東京証券取引所が定める諸規則に基づき適時開示が求められる、当社及び子会社情報の定性的及び定量的な基準・内容を、毎年度末の決算公表後、各ディビジョンカンパニー等営業組織及び総本社職能部署（管理部門）へ通知し、また、社内関係部署に対して定期的若しくは必要の都度、説明会を開催する等、東京証券取引所が定める諸規則の遵守を徹底するため、周知徹底及び社内啓蒙を図っております。

2. 開示内容・方法の決定等

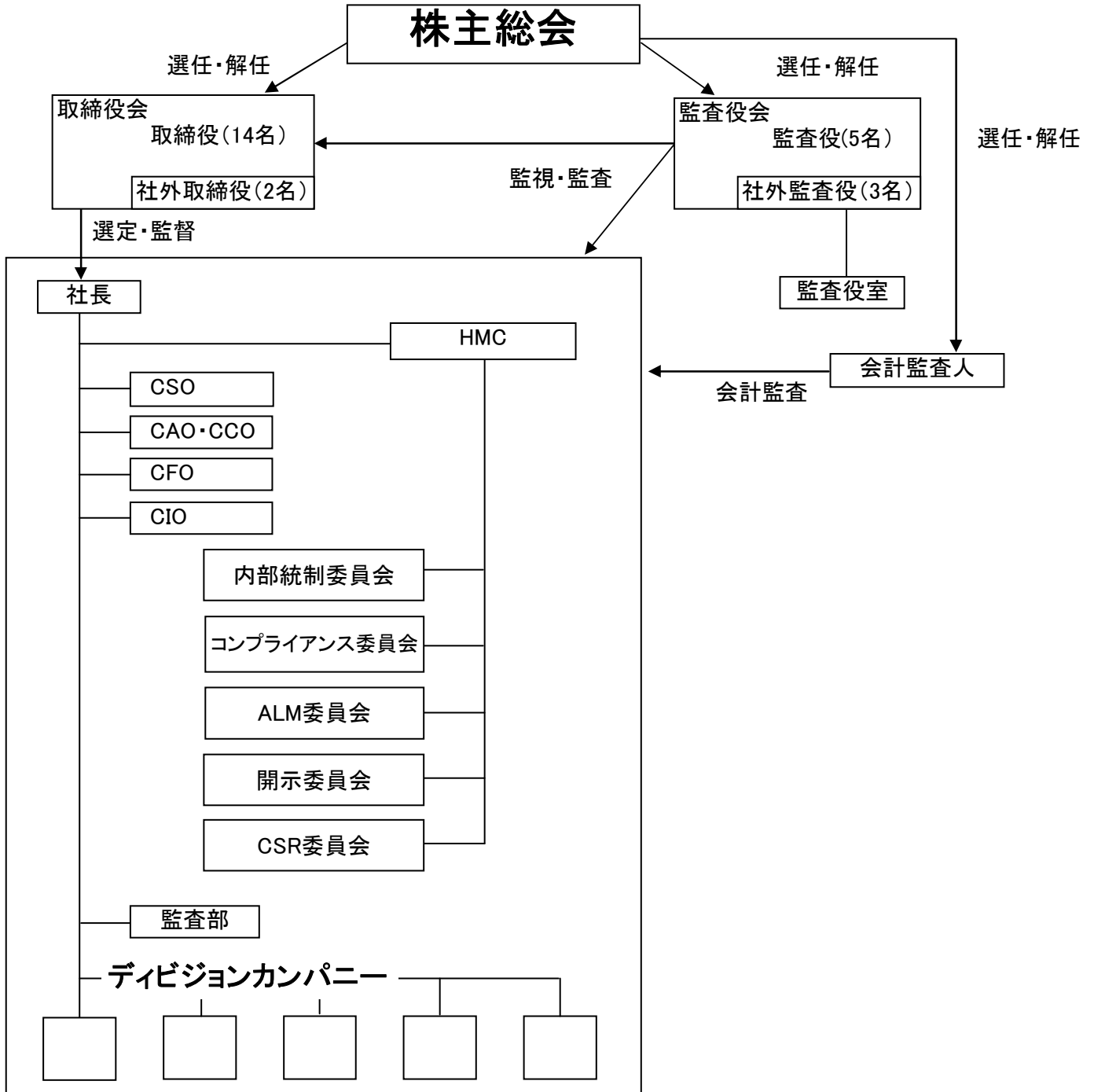
当社では以下の通り開示内容・方法を決定しております。

(1) 各ディビジョンカンパニー等営業組織、海外現地法人、及び総本社職能部署の管理者は、自らが管轄する部署及び国内外子会社に係る決定事実、又は発生事実、決算情報等が東京証券取引所が定める諸規則に基づき開示が必要とされる、あるいはその可能性がある場合には、遅滞無く、広報部長に連絡します。

(2) 広報部長は、前項による連絡を受領した場合には、(i) 当該事項の開示の要否、及び(ii) 開示が必要な場合にはその内容・方法を立案・決定し、IR室をはじめとする関係する総本社職能部署等の審査意見を取得した上で、担当役員であるCAO・CCOの承認を求めます。

(3) 広報部長は前項の承認取得後、社長に決定内容を報告すると共に、IR室に決定した開示文案を伝え、IR室は遅滞なく当該開示文を、東京証券取引所に開示致します。

＜内部統制システムの概要を含む、コーポレート・ガバナンス体制についての模式図＞



(注1) 各ディビジョンカンパニーには、カンパニープレジデントを設置。

(注2) 内部統制システムは社内のあらゆる階層に組込まれており、その全てを表記することはできませんので主要な組織及び委員会のみ記載。

尚、内部統制員会は、社内の内部統制関連部署より夫々の主管する内部統制の構築・運用状況について報告を受け、内部統制全体の整備状況について評価・確認し、また、改善すべき事項をHMC及び取締役会に報告します。

(注3) CSO: Chief Strategy Officer

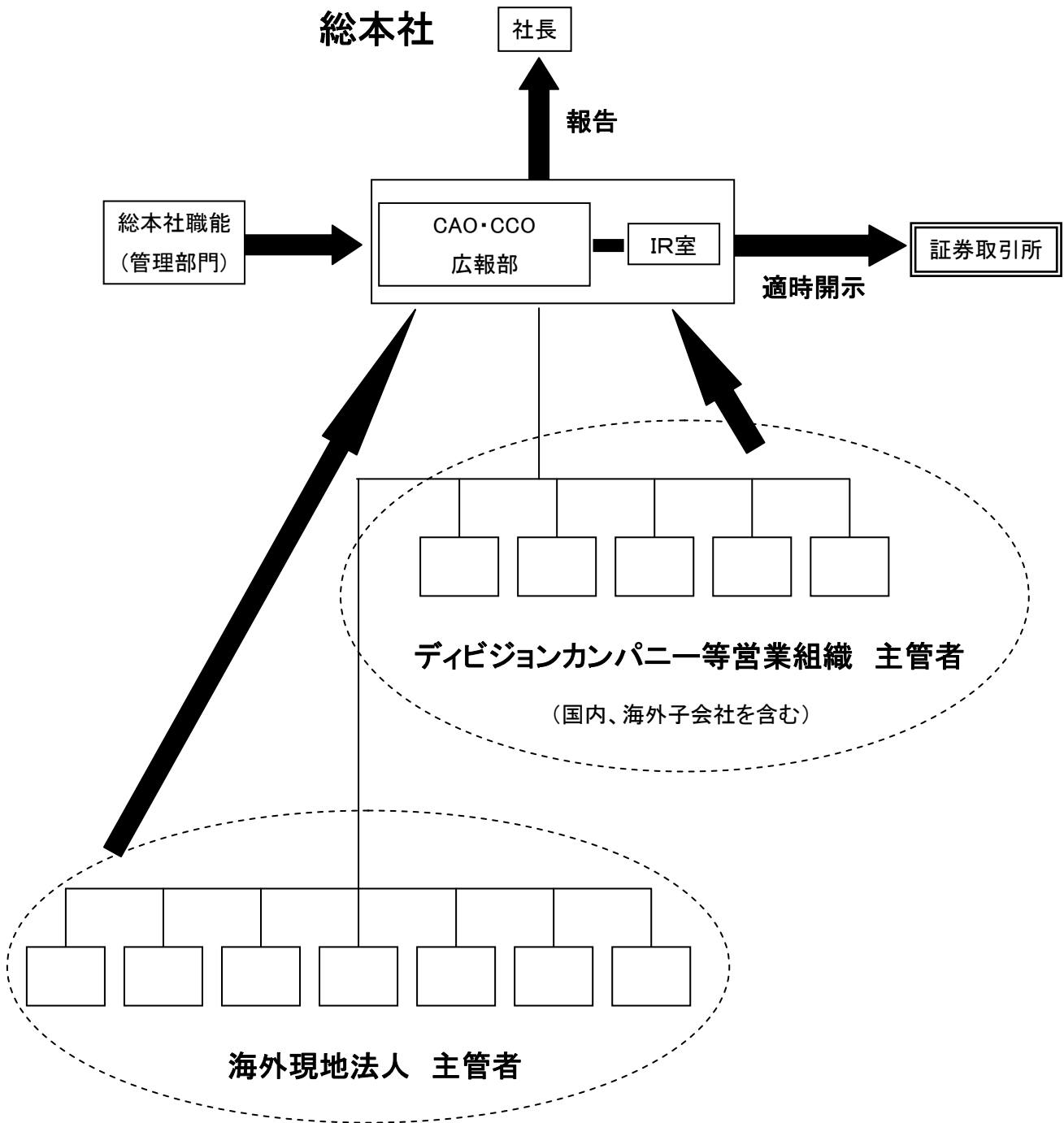
CAO: Chief Administrative Officer

CCO: Chief Compliance Officer

CFO: Chief Financial Officer

CIO: Chief Information Officer

＜適時開示体制の概要(模式図)＞



情報通達経路

各ディビジョンカンパニー等営業組織、海外現地法人、及び総本社職能の主管者は適時開示情報を常に広報部へ連絡する体制となっている。